

# 「男女共同参画社会」をめぐる一考察

——「第三次男女共同参画基本計画」策定の年にあたつて——

近 藤 弘

はじめに

二〇〇九年は「男女共同参画社会基本法」（以下基本法と約す）が成立して一〇年目を迎えた年であった。この法

律は二十一世紀の日本社会を「男女共同参画社会」と位置

づけ、その実現（形成）のための諸施策の基本を定めたものであり、一九七五年の国際婦人年を契機として国際的に取り組まってきた男女平等問題（性差別撤廃問題）に対す

る日本の姿勢を内外に示したものだといつてよい。これまでは個別の施策で対処してきた男女平等問題に対しても、今後は男女共同参画社会の実現（形成）という大目標のもとにいわば総合的な施策が展開されていくことになった。

同法成立後、中央省庁の再編により、男女共同参画審議

会は男女共同参画会議と変わり、国的重要な施策に関する会議の一つとして内閣府に位置付けられ、また、事務局として内閣府に男女共同参画局が置かれた。

## 一、「基本法」と「男女共同参画ビジョン」

最近、よく見聞するようになった「男女共同参画社会」という言葉であるが、どのような経緯でこの言葉が使われるようになったのかをまずみておきたい。

そもそも「男女共同参画社会」という言葉は一九九六年七月に男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」「二十一世紀の新たな価値の創造」（以下ビジョンと約す）においてはじめて使われた言葉であり、次のように定義されている。

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。（ビジョン3頁）

なお、この定義は基本法でもそのまま踏襲されている（基本法第2条参照）。

その意味で基本法はビジョンの理念をほぼそのまま踏襲しており、基本法のもつとも適切な解説書という性格をもつていると言つてよいであろう。

したがつて、まず、ビジョンにおいて男女共同参画社会の理念はどのように構想されていたのかを確認してみよう。

ビジョンは一九九四年八月二十二日に時の内閣総理大臣村山富市による男女共同参画審議会への「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成に向けて、二十一世紀を展望した総合的ビジョンについて貴審議会の意見を求める。」という諮問に対する答申として一九九六年七月三〇日に提出されたものである。

ビジョンは3部構成になつており、第一部は「男女共同

参画社会への展望」、第2部は「男女共同参画社会への取組」、第3部は「総合的な取組に向けた推進体制の整備・強化」となつてゐる。

ここでは主として第一部、第二部を中心みていくこととする。

まず、「男女共同参画社会」については次のように述べている（「第一部 男女共同参画社会への展望」「1男女共同参画社会の基本的な考え方」）。

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

この答申は、女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである。（同3頁）

ここでジェンダーという言葉が使われているが、たとえ括弧付ではあるが、国の公式文書にジェンダーという言葉が使われた最初であるといわれてゐる。

「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず」とはまさに悪名高き（？）「ジェンダーフリー」を指す言葉だといってよいであろう。その意味でもビジョンにおいて男女共同参画社会とは「ジェンダーフリーを中心とした社会」であると宣言していると受けとめることができる。この点は後で触れる。

次に男女共同参画社会の理念についてみてみよう。

人権は人類が共有する普遍的価値であり、男女共同参画社会の根底をなす基本的理念である。すべての施策は、男女の人権があらゆる場において平等に尊重され、公平に実現されることにより、個々の人生が可能な限り豊かに全うできることに結びつかなければならない。そして、このことをすべての国で実現していくためには、世界の平和が保たれていることがきわめて重要な前提である。

我が国において、男女平等は、法の下の平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中にも位置付けられているが、これを社会に深く根づかせ事実上の平等を達成するにはいまだ至っていない。そのため、男女共同参画社会の実現に向けて必要とされる女性問題の解決を念頭に置きつつ、それらと表裏の関係にある男性の諸問題も視野に入れ、

あらためて次の5つの目標を提示する。（同上）

5つの目標とは次の通りである。

「ア 人権の確立」「イ 政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟」「ウ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化」「エ 新たな価値の創造」「オ 地球社会への貢献」全文を掲載したいところであるが、最初の3つの目標について掲載しておく。

#### ア 人権の確立

男女共同参画社会は個人が尊重される品格ある社会であり、その基礎にある理念は人権の確立である。女性に対する差別や暴力が根絶され、女性が社会のあらゆる分野で自立し、自らの存在に誇りを持つことができるとき、一人の人間として敬意が払われる社会の形成は、人権の確立なくしてはありえない。

イ 政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟  
社会の構成員が等しく政策・方針決定過程に参画し、その利益を享受するとともに責任を負うことが民主主義の基本である。政策・方針決定過程における男女共同参

画は、社会の構成をより正確に反映し、民主主義の成熟を促すことによって、バランスのとれた社会の形成に寄与する。

（ウ）

#### 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化

あらゆる社会システムの構築とその運営に当たっては、それらが実質的に女性と男性にどのような影響を与えるかを、常に検討する必要がある。社会の制度や仕組みが性差別を明示的に設けていないだけでは、あるいは文面の上で男女平等が規定してあるだけでは、男女共同参画社会の実現には不十分である。このようなジェンダーに敏感な視点を定着・深化させ、事実上の平等の達成に向けて努力しなければならない。（同3～4頁）

いずれも重要な目標であるが、特に政策・方針決定過程への参画（特に女性の参画）こそまさに男女共同参画社会の実現に不可欠であること、その際社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点が不可欠であることを指摘している。  
この目標がはたしてどこまで達成できているのかは後ほど検証してみたい。

次に「第2部 男女共同参画社会への取組」をみてみよう。

まず、次のように述べている。

男女共同参画社会の実現に当たっては、まず、女性問題の解決が必要である。そのためには、個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもつた存在となること（女性のエンパワーメント）を目指さなければならない。加えて、社会の在り方や男性の意識・行動を変革することも同様に重要である。国、地方公共団体はもとより、企業や各種の団体、国民一人一人は自らの問題として、以下に示す課題に取り組む必要がある。

（同10頁）

以下、5つの取組があげられている。

「1性別による偏りのない社会システムの構築」「2職場・家庭・地域における男女共同参画の確立」「3政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」「4性別にとらわれずにつきる権利を推進・擁護する取組の強化」「5地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」

いずれも重要な取組であるが、そのいくつかをみていくこ

う。

まず、「1 性別による偏りのない社会システムの構築」の「(1) 性別による偏りにつながる制度・慣行の見直し・検討」では、「取組の視点」として、以下のようにのべて いる。

社会の様々は制度・慣行の中には、元来女性と男性の固定的な役割分担を前提とするものや、それ自体は明示的に性別による区別を設けてはいない場合でも、女性と男性の置かれて いる立場の違いや固定的な性別役割分担意識などを反映して、実質的には女性と男性に中立的に機能しないものが少なくない。さらに、こうした制度・慣行を通じて、人々の意識に固定的な役割分担の考え方が形成されている面がある。このような制度・慣行は、それらが形成されてきた当時の女性と男性の役割分担を基にし、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方を残している結果、性別による偏りにつながっているものが多い。

二十一世紀を間近に控えている現在、家庭や職場のみならず社会のあらゆる分野に女性と男性が対等な構成員として共同して参画するための条件を今から整備しておかなければならぬ。そのため、女性と男性の固定的な役割分担

ここにも男女共同参画社会とはどのような社会をめざすかが明確にのべられているといえよう。

もう一点、「3 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」の「(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進」における「取組の視点」をみておきたい。

政策・方針決定過程において女性が男性と平等に参画することは、民主主義の要請であるとともに、女性の関心事項が考慮され、政策に反映されるための必要条件でもある。このため、国際社会においては、一九九〇年（平成二年）五月、国連経済社会理事会で採択されたナイロビ将来戦略勧告が「意思決定レベルの地位における女性比率を一九九五年までに三〇%にする」ことを目標とし、北欧諸国などはすでにこの水準を上回る女性の参画を実現している。我が国では女性の社会参画が急速に進んでいるにもかかわら

を前提とした制度・慣行を男女平等の視点に立って見直すことはもとより、様々な制度・慣行の中に残されている世帯単位の考え方を個人単位にあらため、個人がどのような生き方を選択しても、それに対しても中立的に働くような社会の仕組みを確立していくことが必要である。（同上）

ず、政策・方針決定過程への女性の参画は、公的分野・私的分野を問わず、遅れた状況にある。（中略）

政策・方針決定過程への女性の参画においては、公的分野・私的分野を問わず、現状や改善すべき点について定期的に把握・分析しながら計画的な取組を進めることが重要である。今後、飛躍的な女性の参画を促すためには、女性の参画が進んでいる諸外国の例も参考としつつ、各機関や団体が、分野に応じた適切なポジティブ・アクションに自ら主的に取り組むことが効果的と考えられる。同時に、女性のエンパワーメントや人材に関する情報の重要性も忘れてはならない。

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の促進は格段の努力が必要とされる分野であること念頭に、今後とも社会のあらゆる分野で取組が行われなければならない。（同20頁）

ここでのべられている「ポジティブ・アクション」に関しては、「（2）積極的参画推進措置（ポジティブ・アクション）」の検討」のところで以下のように詳しく述べている。

女子差別撤廃条約第4条は「締約国が男女の事実上の平

等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」としている。

このような措置は、一般にポジティブ・アクション、又はアフアーマティブ・アクションと呼ばれ、歴史的な積み重ねによって生じている女性と男性の格差を解消し、女性の参画を促進するための効果的な方策として、諸外国においては政策・方針決定過程、雇用、政治活動、教育など様々な分野で、法制化を含めた各種の取組が行われている。その手法としては、ある分野において参画すべき女性の数や比率を定めてこれを強制する割当制（クオータ）、一定の目標とその達成のための期限を設定して女性と男性の位置かれた現状を把握しつつ女性の参画を自主的に促進する取組（ゴール・アンド・タイムテーブル）、女性の能力等に対する社会の意識啓発、情報等の優先的提供など、実施される分野や実施する主体などに応じて多様な形態が採用されている。（以下略）（同22頁）

ちなみにこのポジティブ・アクション（アフアーマティブ・アクション）は基本法第2条に「積極的改善措置」として定義づけられている。

以上、ビジョンに描かれている男女共同参画社会の骨格についてみてきた。このビジョンの答申を基に基本法は組み立てられており、はじめにのべたようにこのビジョンは基本法についての優れた解説書の役割を果たしていると私は考えている。

基本法を正しく理解するためにはまずビジョンに戻つてみると必要である。

## 二、日本における男女共同参画の現状

基本法が成立してから一〇年目になる。基本計画もすでに第二次が策定され、さまざまな計画が進行中である。それでは、日本の男女共同参画の現状はどうなっているのであろうか。特に意思決定過程への参画状況を中心みてみよう。

まず、女性議員に関してあるが、世界的にみると二一〇八年の日本の女性議員の割合は九・四%で一八八中一三九位である（ちなみに世界平均は一八・五%）。この低さがGEM（ジェンダーエンパワーメント尺度）において、日本が上位五〇位に入らない（五十四位）原因となっていると指摘されている。

次に国会における女性議員の割合をみると、衆議院で九・

〇%、参議院で二一・五%である。女性が参政権を獲得して初の衆議院選挙では、当選者の八・四%を占める三十九名の女性議員が誕生している。それから六〇年近くたつが、その割合はほとんど変わっていない（特に衆議院の場合）。また、国の審議会に占める女性委員の割合は二〇〇八年で三一・四%であるが、男女共同参画推進本部が二〇〇六年に決定した「二〇一〇年までに少なくとも三三・三%」は何とか達成できそうである。さらに国家公務員の上級職（指定職・行政職（二））における女性の割合一・二%未満である。女性の参画加速プログラムでは二〇一〇年までにその割合を五%にするという数値目標を掲げているが、達成には程遠い現状である。さらに、各種専門職業団体・機関においても女性役員の割合は非常に低く（一部を除いて一割に満たない）、二〇%にはほど遠い状況である。特にメディア関係団体の役員に女性がいない機関もあり、女性のおかれた差別や不平等な状況について正確な情報を発信する役割を担うメディアにおいて女性が意思決定過程に参画できていない現状は問題である。そのほか行政・司法・国際・地方自治などにおける意思決定過程への女性の参画の割合はおしなべて低く、国が目標としている「二〇二〇年までに、あらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合

が、少なくとも三〇%程度」の達成はほど遠い現状にある（数値は独立行政法人国立女性教育会館編『男女共同参画統計データブック二〇〇九』による）。

こうした現状をみると女性の意思決定過程への参画を推進するためには基本法で規定している「積極的改善措置（アファーマティブアクション）」を積極的に活用する必要があるのではないかだろうか。

### 三、男女共同参画への批判（バックラッシュ）

基本法が成立してあまり日をおかずには、男女共同参画に対する批判（バックラッシュ）がいわゆる保守派の人々を中心に生じてきた。男女共同参画局の初代局長であつた板東眞理子はそうした批判（バックラッシュ）の論点を次の六つにまとめている。

- ①男女共同参画社会基本法は家族破壊というフェミニズムの害毒が内包されている、
- ②母性を否定し、専業主婦を軽侮し、一部の働く女性のための施策を進めようとしているのが男女共同参画である、
- ③男らしさ・女らしさを否定するジエンダーフリーの思想は教育の上で有害であり、男性・女性という自我の確立を困難にする、
- ④女性と男性の特性の差を否定し、男女の区別をなくすることは日本の伝統や

文化を破壊する、

- ⑤性の自己決定（リプロダクティブ・ライツ）はフリーセックスや妊娠中絶を増やす（産む産まないは私の勝手）、
- ⑥思想信条の自由や表現の自由を抑える全体主義である（板東眞理子『男女共同参画社会へ』より）。

こうした批判（というよりバックラッシュ）に対して板東は「悪意ある誤解、曲解」であるとのべているが、確かに男女共同参画についてきちんと理解した上というよりは、ある種の思惑を込めた批判（バッ克拉ッシュ）という側面は否定できない。その意味で批判（バッ克拉ッシュ）は最初に紹介したビジョンをはたしてきちんと読んでいるのかと疑わざるを得ないような誤解・曲解に満ちているといわざるを得ない。特に地方自治体のなかには条例づくりがなかなか進まなかつたり、基本法の理念と抵触するような条例が制定されたりという理由としてそうした批判（バックラッシュ）への対応に苦慮しているためともいわれている。

もちろん、男女共同参画に批判はあつて当然であるが、それはあくまでも男女共同参画を正しく理解した上で行われるべきであろう。そうであれば批判は男女共同参画社会の実現（形成）に寄与すると思われるからだ。

## おわりに

二〇〇〇（平成十二）年に基本法第13条の「政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならぬ」という規定に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現（形成）を目指した具体的な諸施策が展開されていった。二〇〇五（平成十七）年十二月に政府は「男女共同参画基本計画（第2次）」（以下「第2次計画」と略す）を閣議決定した。今回の「第2次計画」では「国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開」として「男女共同参画の理念や、『社会的性別』（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」ことを挙げ、ジェンダーを考えていく上で一定の影響を与えることは十分予想されるところである。

すなわち、最初の基本計画では「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）となっていたが、第2次計画では「『社会的性別』（ジェンダー）」と表記が変わつており、「文化的」および「形成」という部分が抜け落ちている。また男女共同参画になじまない事例を具体的に列挙している。実はこうした表現は先に紹介した男女共同参画批判（バックラッシュ）に配慮した結果だという指摘もある。

今年（二〇一〇年）の暮れには「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定される予定である。すでに男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方（答申）」も公表された（二〇一〇年七月二十三日）。どのような基本計画が策定されるのかを注視したいと思う。

（前立教大学ジェンダーフォーラム所長・立教大学名誉教授）